

## 陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月 22日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 7日から 令和 8年 5月 14日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時	令和 8年 5月 21日 午前 9時30分
	場 所	京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時	令和 8年 6月 4日 午後 1時00分
	場 所	京都地方裁判所第5民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることが できます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月22日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。		





物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁                       |
|   | 地 番   | 28番6                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 72.67平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁                       |
|   | 地 番   | 29番4                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 12.81平方メートル                      |
| 3 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁 28番地6、29番地4           |
|   | 家屋 番号 | 28番6                             |
|   | 種 類   | 店舗・事務所                           |
|   | 構 造   | 木造スレート葺2階建                       |
|   | 床 面 積 | 1階 39.43平方メートル<br>2階 37.67平方メートル |



## 物 件 明 細 書

令和 8年 2月 6日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

Aが占有している。同人の占有権原の存在は認められない。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁                       |
|   | 地 番   | 28番6                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 72.67平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁                       |
|   | 地 番   | 29番4                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 12.81平方メートル                      |
| 3 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁 28番地6、29番地4           |
|   | 家屋 番号 | 28番6                             |
|   | 種 類   | 店舗・事務所                           |
|   | 構 造   | 木造スレート葺2階建                       |
|   | 床 面 積 | 1階 39.43平方メートル<br>2階 37.67平方メートル |



令和7年(ケ)第166号

(物件1～3)

令和7年11月17日受理

令和8年 1月 5日提出

# 現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 寺 雅 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁                       |
|   | 地 番   | 28番6                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 72.67平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁                       |
|   | 地 番   | 29番4                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 12.81平方メートル                      |
| 3 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁 28番地6、29番地4           |
|   | 家屋 番号 | 28番6                             |
|   | 種 類   | 店舗・事務所                           |
|   | 構 造   | 木造スレート葺2階建                       |
|   | 床 面 積 | 1階 39.43平方メートル<br>2階 37.67平方メートル |





占有者及び占有権原 (物件3関係)	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> A
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 関係人( <input checked="" type="checkbox"/> 本件建物の鍵の管理者(占有者の知人) <input type="checkbox"/> ( )の陳述 / <input type="checkbox"/> 提示文書( )の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input checked="" type="checkbox"/> 無権原
占有開始時期	不明
最初の契約日	年 月 日
契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種類別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
当事者借主	<input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) <input type="checkbox"/> 前払 ( 分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 ( 分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( <input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

### その他の事項

- 1 物件1および物件2の土地は、一体化しており、物件3の建物の敷地となっているが、物件1の土地の東側で建築基準法上の道路（国道）に接面している。
- 2 物件1および物件2の土地は、北側で水路に接面している。
- 3 物件1および物件2の土地の西側に久御山町所有の官有地が存在する。
- 4 物件3の建物は連棟（二戸一住宅）のように見えるが、明らかではない。
- 5 物件3の建物の1階で、小型犬3匹と猫1匹を飼育している。
- 6 物件3の建物の西側の外に下屋が設けられている（写真5参照）。

(関係人の陳述等用)

### 関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
物件3の建物の鍵の管理者	私は、本件建物の鍵を管理しています。所有者がどこにいるのか分かりませんが、連絡はつきます。 本件建物は、住むところがないとAがいうので、私がここに住んだらと言いつつ、Aが居住していますが、近いうちに引っ越す予定です。 本件建物1階内で犬3匹と猫1匹を飼育しています。 本件建物は浄化槽を利用していますが、久御山町から下水道を利用してもらいたい旨の連絡が来ています。

(執行官の意見用)

### 執行官の意見

- 1 物件3の建物は、Aが店舗・事務所を居宅として使用していることが認められる。
- 2 上記関係人の陳述および本件物件の立入調査時の状況等から、2ページおよび3ページのとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年11月18日 12:10-12:20	物件所在地	外部調査、写真撮影、照会書投函
7年12月9日 14:40-14:50	物件所在地	本件建物の鍵の管理者と面談、立入調査、写真撮影
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 水 11-7    ハ 12-5 25-7    ホ 27-8 28-1    ニ 28-9 29-4    リ 29-10 29-12    ル 29-6



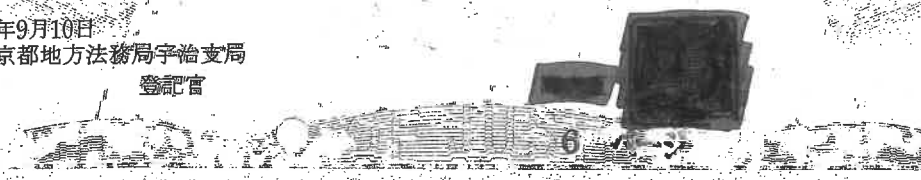
(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置を明確とした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面であり、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



所在地	久世郡久御山町森塚丁		地番	28番5		
図面 縮尺不明	面積	分類	地図に準ずる図面		種類	掘込土地台帳附属地図
作成 年月日	備付 年月日 (原図)	検 査 項				

これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年9月10日  
京都地方法務局宇治支局  
登記官



登記年月日 昭和54年6月8日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
令和7年9月10日 京都地方建設局 手治 幸高 登記官

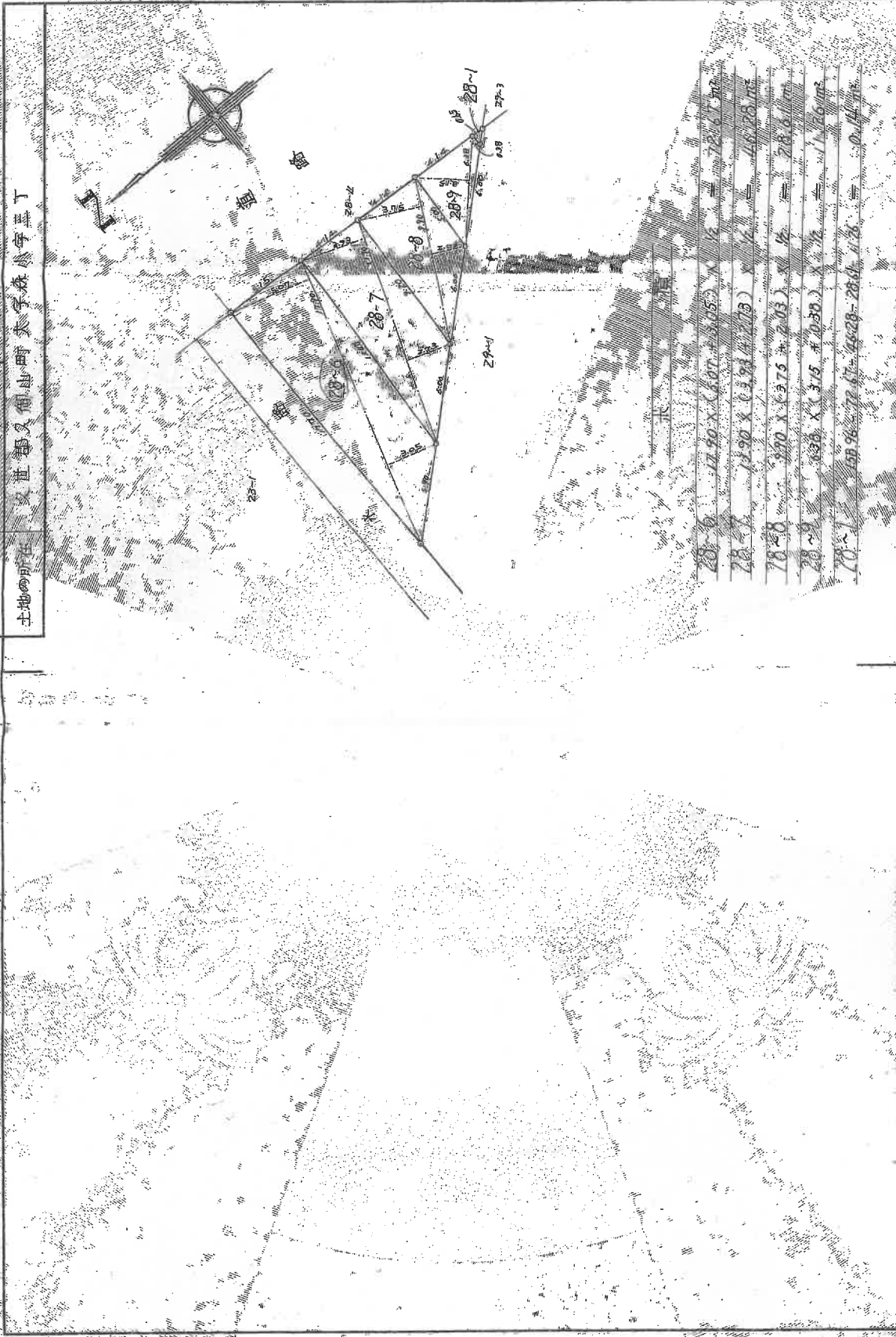
A4判に縮小

(日加納)

昭和五十四年五月八日

# 0483202 地積測量図

地番 28-6-28-7  
土地の所在 文世郡久留山町赤子森字三丁



申請人 [Redacted] 縮尺 1/250

作製者 [Redacted] (昭和54年5月5日作製)  
土地家屋調査士会連合会 (日本土地家屋調査士会連合会用紙)

請求番号: 3-2

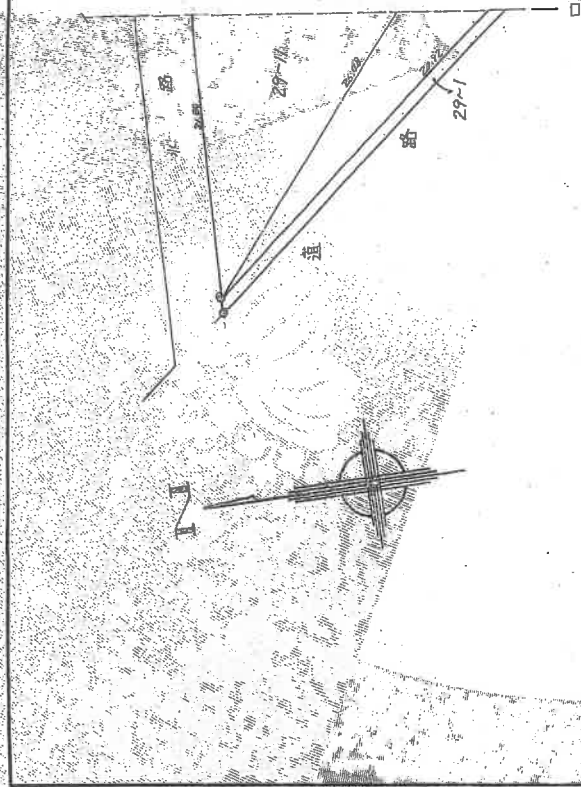
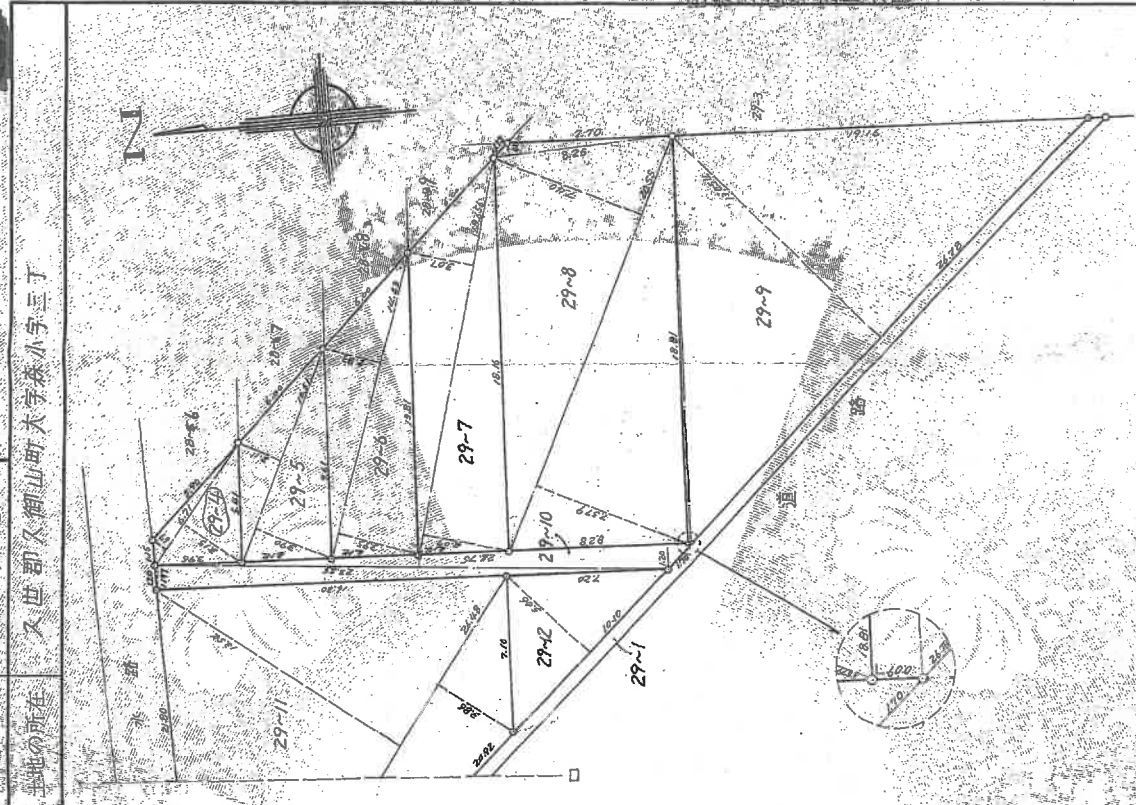
登記年月日 昭和54年5月9日

# 地積測量図

0483206

地番 29-4 29-12

所在地 久世郡久御山町大字森小字三丁



## 式 簿

29-4	$6.71 \times (3.15 + 0.87) \times \frac{1}{2}$	$= 12.81 \text{ m}^2$
29-5	$10.51 \times (3.30 + 2.11) \times \frac{1}{2}$	$= 31.58 \text{ m}^2$
29-6	$14.05 \times (3.96 + 2.83) \times \frac{1}{2}$	$= 49.25 \text{ m}^2$
29-7	$19.65 \times (4.07 + 3.07) \times \frac{1}{2}$	$= 66.60 \text{ m}^2$
29-8	$20.55 \times (7.57 + 7.00) \times \frac{1}{2} + 8.25 \times 0.41 \times \frac{1}{2}$	$= 155.60 \text{ m}^2$
29-9	$18.81 \times 0.87 \times \frac{1}{2} + 28.78 \times 13.46 \times \frac{1}{2}$	$= 180.99 \text{ m}^2$
29-10	$20.75 \times 1.20 \times \frac{1}{2} + 23.55 \times 1.87 \times \frac{1}{2}$	$= 20.94 \text{ m}^2$
29-11	$26.40 \times (3.54 + 3.86) \times \frac{1}{2}$	$= 230.37 \text{ m}^2$
29-12	$10.10 \times 5.06 \times \frac{1}{2}$	$= 25.55 \text{ m}^2$
29-1	$821.06 - 12.81 - 31.58 - 49.25 - 66.60 - 155.60$	$= 505.22 \text{ m}^2$
	$180.99 - 28.96 - 230.37 - 25.55$	$= 32.11 \text{ m}^2$

(日積量)

作製者 土地家屋調査士

(昭和54年5月9日作製)

(日本土地家屋調査士会連合会印)

申請人

縮尺 1/250

昭和五十四年五月九日

A4判に縮小

(日知新)

これは図面に記録されている内容を説明した書面である。  
令和7年9月10日 京都地方法務局登記部

登記簿

請求番号: 3-4

登記年月日：昭和68年1月8日

令和7年9月10日  
京都地方建築審査会  
登記簿

0490098

各階平面図

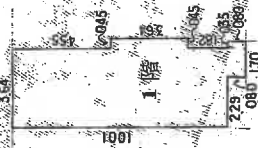
建築物平面図

家屋番号 28-6

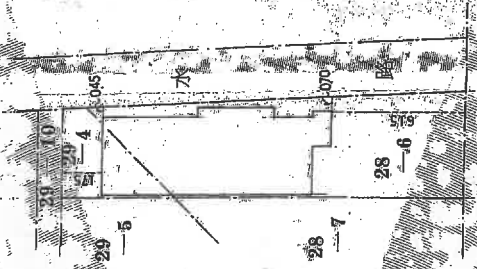
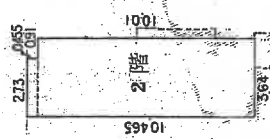
建築物の所在 久世郡久御山町大森字丁28-6,29-4

面積計算表

1階	10.01	×	3.64	=	36.4364
	1.70	×	0.80	=	1.3600
	3.64	×	0.45	=	1.6380
合計					39.4344 m <sup>2</sup>



2階	10.01	×	3.64	=	36.4364
	2.73	×	0.455	=	1.24215
合計					37.67855 m <sup>2</sup>



A4判に縮小  
(日加紙)

作製者

2022年12月14日作成

縮尺 1/250

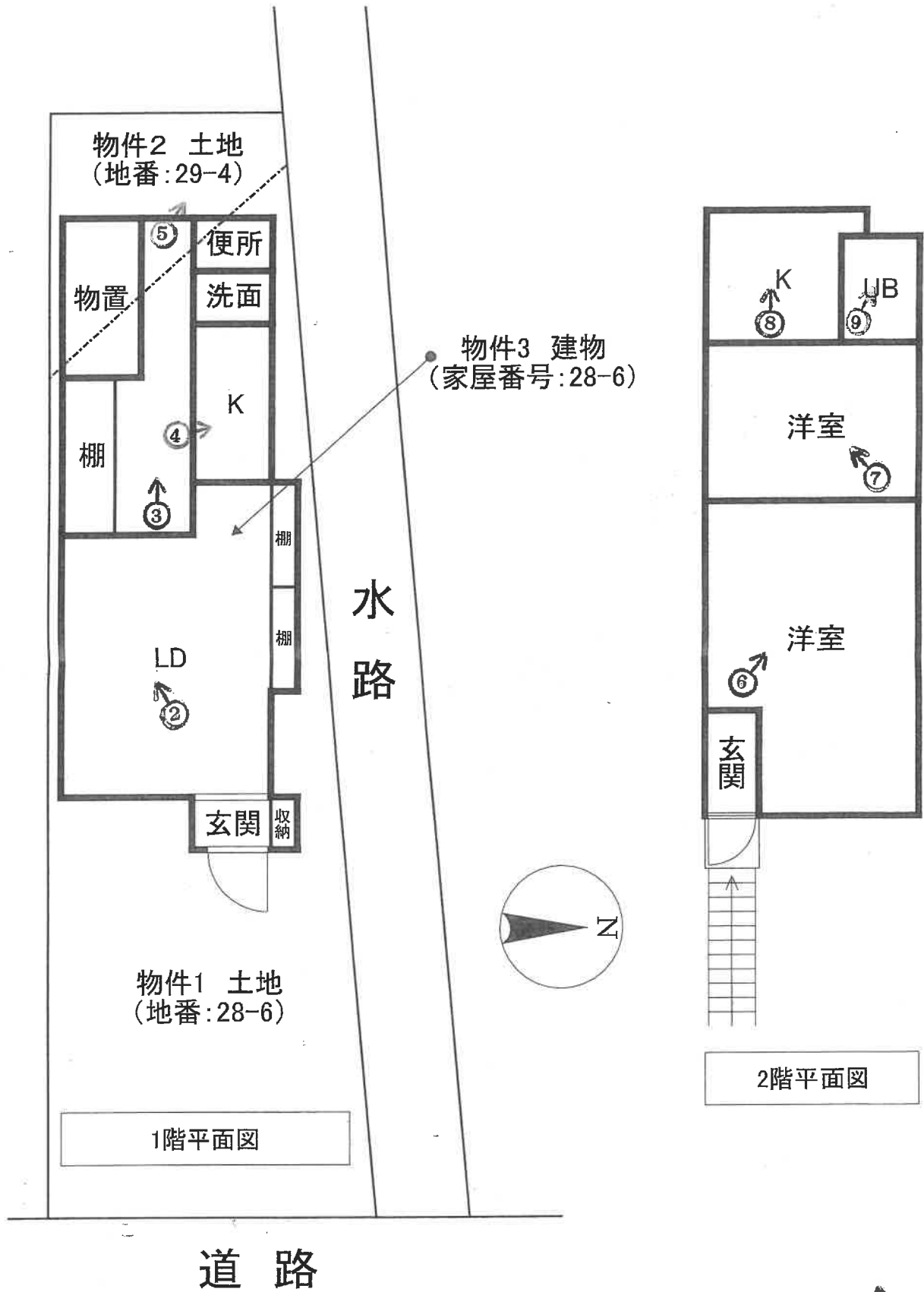
申請人

縮尺 1/250

(日本建築学会建築士会連合会)

請求番号：3-3

建物見取図  
土地建物位置関係図



① ↑

物件3



1



2



3



4



5



6



7



8



令和 7 年 (ケ) 第 166 号

令和 7 年 12 月 9 日 現地調査

令和 7 年 12 月 10 日 評価

京都地方裁判所 御中

# 評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

岩 崎 陽

## 第1 評価額

一 括 価 格			
		金	8,640,000 円
内 訳 価 格			
物件1 (土地)	金	3,550,000 円	
物件2 (土地)	金	620,000 円	
物件3 (建物)	金	4,470,000 円	

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	「同左」
2	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	「同左」
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	「物件目録記載のとおり」	「同左」
番号	特 記 事 項		
	・特になし		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1, 2 )

位置・交通	京阪本線「淀」駅の南東方・道路距離約 4.1 km 最寄バス停「村東」の北東方・約 350m (徒歩 約 5分) (付属資料「位置図」参照)	
付近の状況	店舗、事業所、工場等が混在する地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60 % 200 % 準防火地域 第4種高度地区(20m)
画地条件	間口 約5.0 m, 奥行約 19 mの 概長方形地 第 4 図のとおり	
接面道路の状況	東側幅員約 26 mの 国道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 1号道路 )	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設	上水道: あり ガス配管: なし (プロパンガス使用) 下水道: あり  (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	・特になし	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3 )

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載): 昭和62年12月10日 新築 経過年数: 約 38 年 経済的残存耐用年数: 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : スレート葺 外 壁 : 吹付 等 内 壁 : クロス 等 天 井 : クロス 等 床 : 畳、板貼り等 設 備 : 電気, 給排水設備
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途: 店舗・事務所 間 取 り: (付属資料「建物見取図」のとおり)
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	・物件3(建物)の1階部分にて、犬を3匹、猫を1匹飼育している。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 積算価格の試算

#### [1] 基礎となる価格

##### (1) 建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
1	155,000	1.00	72.67	0.90	1.00	10,140,000
2	155,000	1.00	12.81	0.90	1.00	1,790,000

(万円未満四捨五入)

##### ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 久御山 (府) 9-2

基準価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)  
 $115,000 \times 104/100 \times 100/100 \times 100/77 = 155,000$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし (1.00)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率  
 $100/90 \times 100/100 \times 100/85 \times 100/100 = 100/77$

イ 個別格差 : なし (1.00)

ウ 地積 : 登記数量による

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

##### (2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	180,000	77.10	0.03	420,000
計				420,000

##### ウ 現価率

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、現価率 0.03 と査定する。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない

### ① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	10,140,000	50%	法定地上権	5,070,000
2	1,790,000	50%	法定地上権	900,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	10,140,000	-5,070,000	/	100%	70%	3,550,000
2	1,790,000	-900,000	/	100%	70%	620,000
3	420,000	+5,970,000	100%	100%	70%	4,470,000
一 括 価 格 (合計)						8,640,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 修正の必要がない。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価調査基準地 (久御山(府)9-2)  
所 在 : 久世郡久御山町森村東233番1ほか1筆  
価 格 : 115,000 円/m<sup>2</sup>  
位 置 : 京阪本線「淀」駅の南東方, 道路距離約 3.8 km  
価 格 時 点 : 令和7年7月1日  
地 積 : 1433 m<sup>2</sup>  
供給処理施設 : 水道, 下水有  
接 面 街 路 : 北西方 6.3 m 町道  
用途指定等 : 準工業地域 (建ぺい率 60%, 容積率 200%)  
準防火地域  
地域の概要 : 中小規模の工場、倉庫等が多い工業地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)  
物件1(土地): 5,339,573 円  
物件2(土地): 941,240 円  
物件3(建物): 914,418 円

## 第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁                       |
|   | 地 番   | 28番6                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 72.67平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁                       |
|   | 地 番   | 29番4                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 12.81平方メートル                      |
| 3 | 所 在   | 久世郡久御山町森三丁 28番地6、29番地4           |
|   | 家屋 番号 | 28番6                             |
|   | 種 類   | 店舗・事務所                           |
|   | 構 造   | 木造スレート葺2階建                       |
|   | 床 面 積 | 1階 39.43平方メートル<br>2階 37.67平方メートル |



